

豊中市在宅障害者住宅改造助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の自立と福祉の増進を図るため、日常生活の基盤となる住宅の改造（新築又は増改築を伴うものを除く。）を促進し、生活の利便性を図るため、住宅改造に要する経費を助成することを目的とする。

(助成対象者等)

第2条 助成の対象は、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により住民基本台帳に記載されているもの。次の各号のいずれかに該当する世帯で、住宅改造が必要と認められる世帯とする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律283号）第15条第4項の規定に基づく身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級若しくは2級に該当する者、又は下肢・体幹機能障害で3級に該当する者がいる世帯

(2) 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に規程する療育手帳Aの交付を受けた者がいる世帯

2 前項の規定にかかわらず、対象者及びその対象者と同一の世帯に属する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その対象者から除くものとする。

(1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）

(2) 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

(助成対象経費及び助成限度額)

第3条 助成対象経費は、便所、浴室、玄関、廊下、階段、台所、居室等の改造に要する経費とする。

2 助成額は、前号の経費で100万円を限度とする。

(助成額)

第4条 助成額は、100万円と実際に工事に要した額のいずれか低い方の額を助成基準額（以下「基準額」という。）とし、別表に定める算式により得た額

(1,000円未満切捨)とする。

ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）等、同様の趣旨により住宅改造に要する部品等の給付及び改造費の支給を受けた場合、基準額からその助成に要した額を減じ上記に定める算式により得た額とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、豊中市在宅障害者住宅改造助成申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事の見積書、図面、写真
- (2) 借家の場合は、所有者の承諾書
- (3) 同一世帯全員分の前年分（1月1日から6月30日までに申請する場合にあっては前々年度分）の源泉徴収票等、所得税の課税額を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合、申請内容等を審査の上、予算の範囲内において助成を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の助成を決定した者に対し、豊中市在宅障害者住宅改造助成決定通知書（様式第2号）を交付する。
- 3 助成は、1世帯1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

(工事の着手)

第7条 住宅改造工事の着手は、前条の助成決定を受けた後に行うものとする。

(工事の完了報告)

第8条 助成決定を受けた者は、住宅改造工事が完了した場合、豊中市在宅障害者住宅改造工事完了届（様式第3号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 工事施工者が発行した請求書、内訳書
- (2) 工事後の写真・図面
- (3) その他市長が必要と認める書類

(助成金額の決定)

第9条 市長は、前条の完了届を受理した場合、工事内容等を審査の上、助成金額を決定する。

- 2 市長は、前項の助成金額を決定した者に対し、豊中市在宅障害者住宅改造助成金確定通知書（様式第5号）で通知する。

(助成金の請求)

第10条 助成金額の確定通知を受けた者は、市長に対して豊中市在宅障害者住宅改造助成金請求書（様式第4号）で助成金の請求をするものとする。その際、助成決定された金額を除いた自己負担額の支払を済ませた証しとして領収書を掲示するものとする。

(助成金の交付)

第11条 市長は、前条の自己負担額の支払を確認した後、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第 12 条 市長は、助成金の交付を受けた者が、次の各号の一に該当するときは、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(1) 虚偽の申請により、助成金の交付を受けた場合

(2) この要綱に定める目的以外に使用したとき

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 7 年 9 月 1 日付公布し、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 10 年 8 月 12 日付公布し、平成 10 年 8 月 1 日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行日前にされた在宅障害者住宅改造助成の申請に係る決定については、
なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

別表

身体障害者障害程度等級表の 1・2 級若しくは下肢・体幹の 3 級、又は療育手帳 A の交付を受けた者がいる世帯			
階層	区 分		助 成 額 の 算 式
A		生 活 保 護 世 帯	基準額（1,000 千円以内） ＝助成額
B	前 年 分 所 得 税 額	非 課 税 世 帯	基準額×9/10 ＝助成額（900 千円以内）
C1		40,000 円以下の世帯	基準額×2/3×9/10 ＝助成額（599 千円以内）
C2		40,001 円以上 70,000 円以下の世帯	基準額×1/2×9/10 ＝助成額（450 千円以内）

（備 考） 所得税額について、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日までに住宅改造助成の申請をする場合、第 5 条第 1 項（3）うち「前年分」とあるのを「前々年分」とする。